

令和 7 年度第 3 回臨時庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 8 年 2 月 2 4 日

担当部・課：危機管理部地域安全推進課〔内線 4 3 2 2〕

① 件 名						
石巻市消防団員等公務災害補償基礎額等の見直しについて						
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）						
【背景】 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されたことに伴い、石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額等の見直しが必要となった。						
【目的】 石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額等を見直すことにより、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。						
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性						
【根拠法令】 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号） 石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 2 7 7 号）						
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】						
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）						
令和 8 年 2 月 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布 （令和 8 年 2 月 6 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行）						
⑤ 主な内容						
1 非常勤消防団員の補償基礎額の改定						
区 分 勤務年数	改 正			現 行		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長 （地区団長及び地区副 団長）	13,340 円	14,170 円	15,000 円	12,900 円	13,700 円	14,500 円
分団長及び副分団長	11,670 円	12,500 円	13,340 円	11,300 円	12,100 円	12,900 円
部長、班長及び団員	10,000 円	10,840 円	11,670 円	9,700 円	10,500 円	11,300 円
2 消防作業従事者等の補償基礎額の改定						
	改 正	現 行				
最低額	10,000 円	9,700 円				
最高額	15,000 円	14,500 円				

3 扶養に係る補償基礎額の加算額（日額）の改定

区 分		改 正	現 行
第 1 号	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	廃止	100 円
第 2 号	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	433 円	383 円
第 3 号	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	217 円	217 円
第 4 号	60 歳以上の父母及び祖父母		
第 5 号	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹		
第 6 号	重度心身障害者		

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

消防団員の公務災害補償について、適正な支給が図られる。

【市財政への負担】

消防団員等公務災害補償等共済基金より支出されるため、受給額の増額による市の財政的な負担は無い。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日)

⑨ その他